

議事要旨(4)実務対応報告公開草案「信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について

西川専門委員長及び秋葉統括研究員より、専門委員会における信託に関する会計処理の検討状況について、実務対応報告案「信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に基づき、以下のような説明がなされた。

- ・ 本案は、これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、今般公布された新信託法による新たな類型の信託等について必要と考えられる会計処理を明らかにすることを目的としている。
- ・ Q1 から Q4 では、委託者及び当初の受益者が単数か複数か、信託財産とする財産が金銭か金銭以外かによって信託を 4 つの類型に分類したうえで、それぞれについて基本的な会計処理を整理している。
- ・ Q2 では、受託者が複数の金銭の信託が、子会社及び関連会社と判定される場合を具体的に整理している。
- ・ Q5 では、いわゆる事業の信託の会計処理は、基本的にこれまでの信託と相違はないと考えられる旨を明示している。
- ・ Q6 では、信託契約によってなされた受益者の定めのない信託(いわゆる目的信託)については、委託者がいつでも信託を終了できるなど、通常の信託とは異なるため、原則として委託者の財産として取り扱うことが適当であると考えられる。
- ・ Q7 では、自己信託における委託者と受託者の会計処理を示している。自己信託は委託者が受託者となるという点に特徴があるが、その会計処理は、基本的には他人に信託した通常の信託と相違はないと考えられる。なお、委託者兼受託者が自己の固有財産として受益権の一部又は全部を保有しているため自己の貸借対照表に計上されることとなる自己信託の信託財産に属する財産については、追加情報として、自らが委託者兼受託者である自己信託の信託財産に属する旨の注記を行なうことを示している。
- ・ Q8 では、受託者の会計処理を整理している。信託は財産管理のための法制度であり、新信託法の下においても、主に信託契約など信託行為の定め等に基づいて行なうことになると考えられるが、限定責任信託や受益者が多数となる信託など、債権者の存在や現在の受益者以外の者が受益者になることが想定されるような信託の場合には、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準じて会計処理を行なうこととして整理している。
- ・ 本案は、新信託法の施行日以後にその効力が生じた信託及びそれより前に効力が生じた信託が信託の変更により新信託法の規定を受ける信託について適用する。ただし受益者は、新信託法の施行日前に効力が生じ、なお従前の例によるとされている信託(旧法信託)についても適用することができるが、この場合には、すべての旧法信託について本案を適用し、本案による取扱いを適用することとなる最初の年度において、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うこととしている。

これらの説明に対して、委員等から特段の意見等はなかった。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。